新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免制度のご案内

下記に該当する場合はご所属の建設埼玉の地区本部事務所にて申請をしてください

対象となる組合員と減免割合

	対象となる約	減免割合	
1	新型コロナウイルスに感染し重篤な症	全額	
2	営業収入(または給与収入)が令和元年 と比べて令和2年に一定以上減少する と見込まれる組合員	減少率が 30%以上 40%未満	2/4
		減少率が 40%以上 50%未満	3/4
		減少率が50%以上	全額

参考:収入見込みの計算方法(建設国保で計算します)

申請までの収入額+過去3ヵ月の収入の平均×12月までの月数

例) 9月に申請した場合

「1~8月の収入」+「6~8月の収入平均×4(9~12月分)」

減免期間:令和2年2月~8月保険料(7か月分)

申請に必要な書類

	理由	申請書	収入 申告書	添付書類(写し可)
1	感染し重篤とな った場合	0	×	医師の診断書又は死亡診断書
2	収入の減少が見 込まれる場合 (営業収入)	0	0	・令和 1 年の確定申告書 (税務署印のあるもの、e-tax の場合は受診通知) ・令和 2 年の売上台帳など営業収入の確認できるもの
	収入の減少が見 込まれる場合 (給与収入)	0	0	・令和 1 年の源泉徴収票 ・令和 2 年の給与明細など給与収入の確認できるもの

※台帳などの添付書類に事業所名等が記載されていない場合は事業所のゴム印などを押印ください。

埼玉県建設国保組合

~収入計算の例~

令和元年収入 600 万円の組合員が 9 月に減免申請した場合

令和2年1月から8月分までの収入合計 300万円

令和2年6月から8月までの3か月の平均月収 30万円 の場合

300万円 減免申請 1月・・・・・6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 35万 30万 25万 **30万 30万 30万 30万** (平均30万円/月) 見込み

- ア、令和2年9月から12月までの収入見込み 30万円×4か月=120万円
- イ、令和2年の年間収入見込み 300万円+120万円=420万円
- ウ、減少率 100%-(420万円÷600万円×100)=30%・・・減免割合 50%